

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

社債の投資トラブル－契約前によく確認－

【事例】

自宅に資産運用に関するアンケートが届き、返送すると社債発行企業の担当者が訪問してきた。利息がつくと説明され40万円を手渡したところ、2か月後に236円の利息がついて全額返ってきたので信用した。翌月、「毎月分割で元金が戻り、利息と合わせて毎月5万円が受け取れる。5年後にはいつ解約しても残りの元金は全額償還される」と言われ、私募債500万円を購入した。翌月、利息と元金償還分の計5万円が銀行口座に振り込まれていたのですます信用し、更に私募債100万円を購入した。

しかし、企業概要を見た家族から「何の会社か分からなくて怪しい」と反対され解約を申し出たところ、それぞれ元金の70%を返金すると言われた。契約時に解約金の説明を受けたらしいが覚えていない。元金の3割も引かれるのは納得できない。

社債とは、企業が資金を調達するときに発行する債券のことをいいます。

社債は、不特定多数に販売する公募債と、少数特定の投資家に債券を発行する私募債に分かれます。私募債は公募債より比較的発行手続きが簡易であり、発行後の国の規制も緩やかです。

この私募債について、配当金が支払われない、事業者と連絡が取れなくなったという相談が寄せられています。また、事例のように、消費者が契約や解約についての内容把握が十分でなくトラブルになるケースもあります。

日本は、「人生100年時代」という高齢社会を迎えようとしています。健康で暮らせる「健康寿命」と共に、資産を計画的に利用することにより「資産寿命」を伸ばすことはとても大切です。投資など資産運用をするのであれば慎重に行いましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ① 社債は預貯金等とは違い元本保証がある訳ではありません。
- ② 投資は年齢や自己資産に応じたリスク許容範囲（投資金額の上限）で行いましょう。
- ③ 契約する場合は、起こりうるリスク（倒産や業績不振等）、解約条件と返戻金、保証金額、企業の連絡先などを契約前に必ず確認し、不明なことは問い合わせ、契約内容を十分に理解・納得してからにしましょう。
- ④ 当該企業が社債を発行する目的、どんな事業計画なのか、償還能力は十分にあるか等を検討し、事業実態がよくわからない企業の社債は購入しないようにしましょう。
- ⑤ あまりにも高い利回りや、儲かることばかりを強調する勧誘には注意が必要です。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188番」へお掛けください。

困ったときは、まずご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）